

UOEH
University of Occupational and
Environmental Health, Japan

イギリスにおける 労働者健康支援の新しいかたち -Fit for Work-

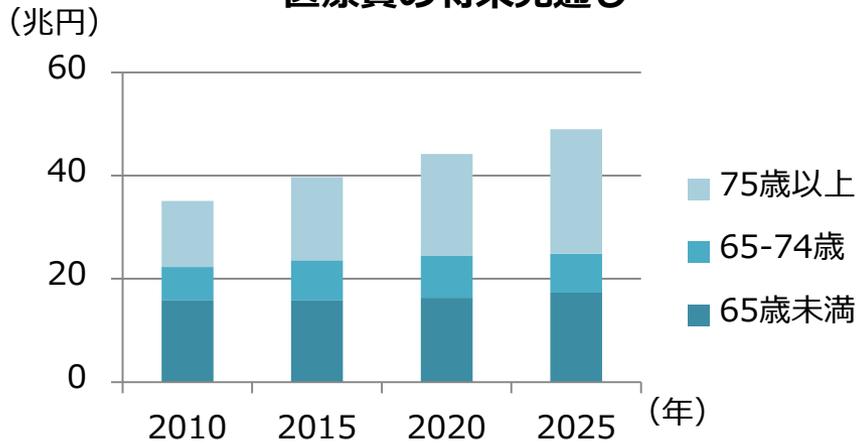
産業医科大学 公衆衛生学教室
村松圭司

本日の内容

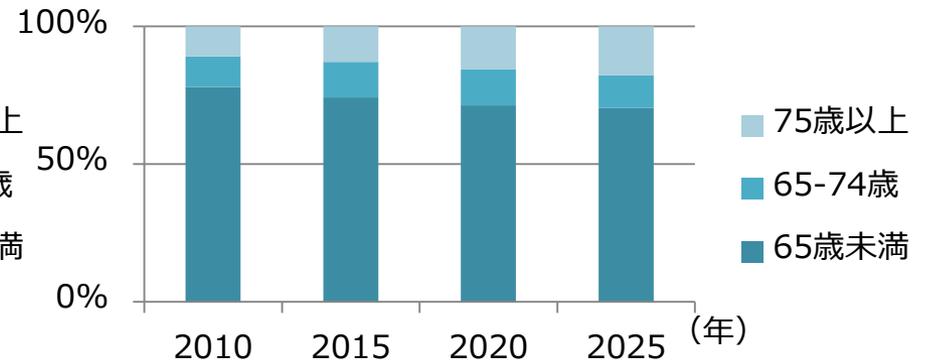
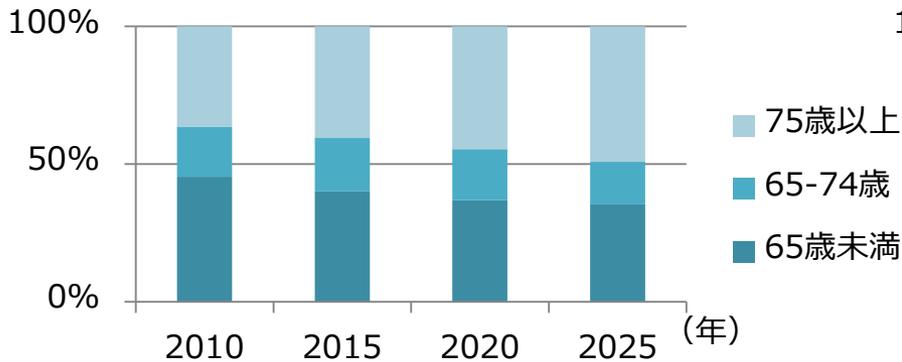
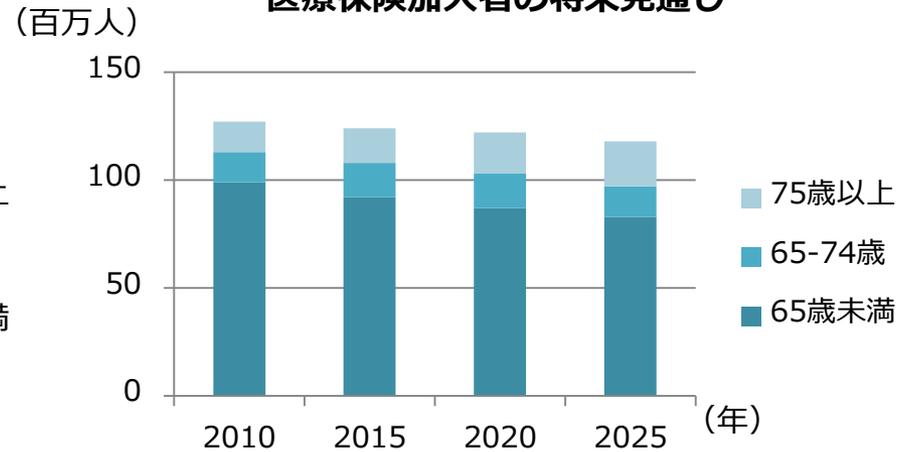
- Fit for Work(FFW)研究部会設立の背景
- Fit for Work(FFW)の概要
- イギリス調査報告(2013/2/12-14,London)
- 日本における就労支援のあり方

Against 2025

医療費の将来見通し



医療保険加入者の将来見通し



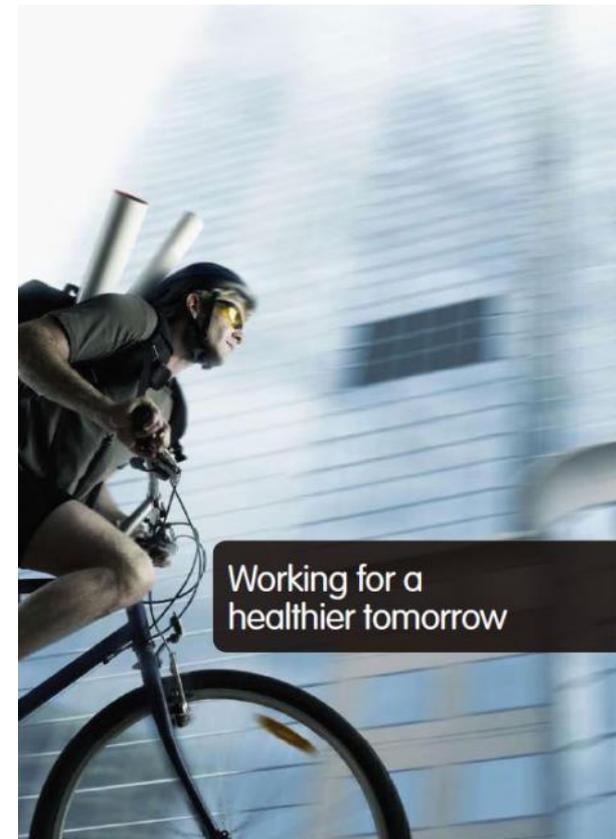
イギリスにおける産業保健の現状

- 健康問題による損失
 - 約1億7500万労働日／年
 - 1000億ポンド／年
- 働くことの健康への影響
- 何らかの疾患を有する率及び死亡率が2～3倍（雇用及び生活補助手当の受給者）
- およそ40%に関しては早期に問題を解決することで回避可能（雇用及び生活補助手当の受給者）
- 一般医はしばしば、自分が仕事に関するアドバイスをする資格がないと感じている

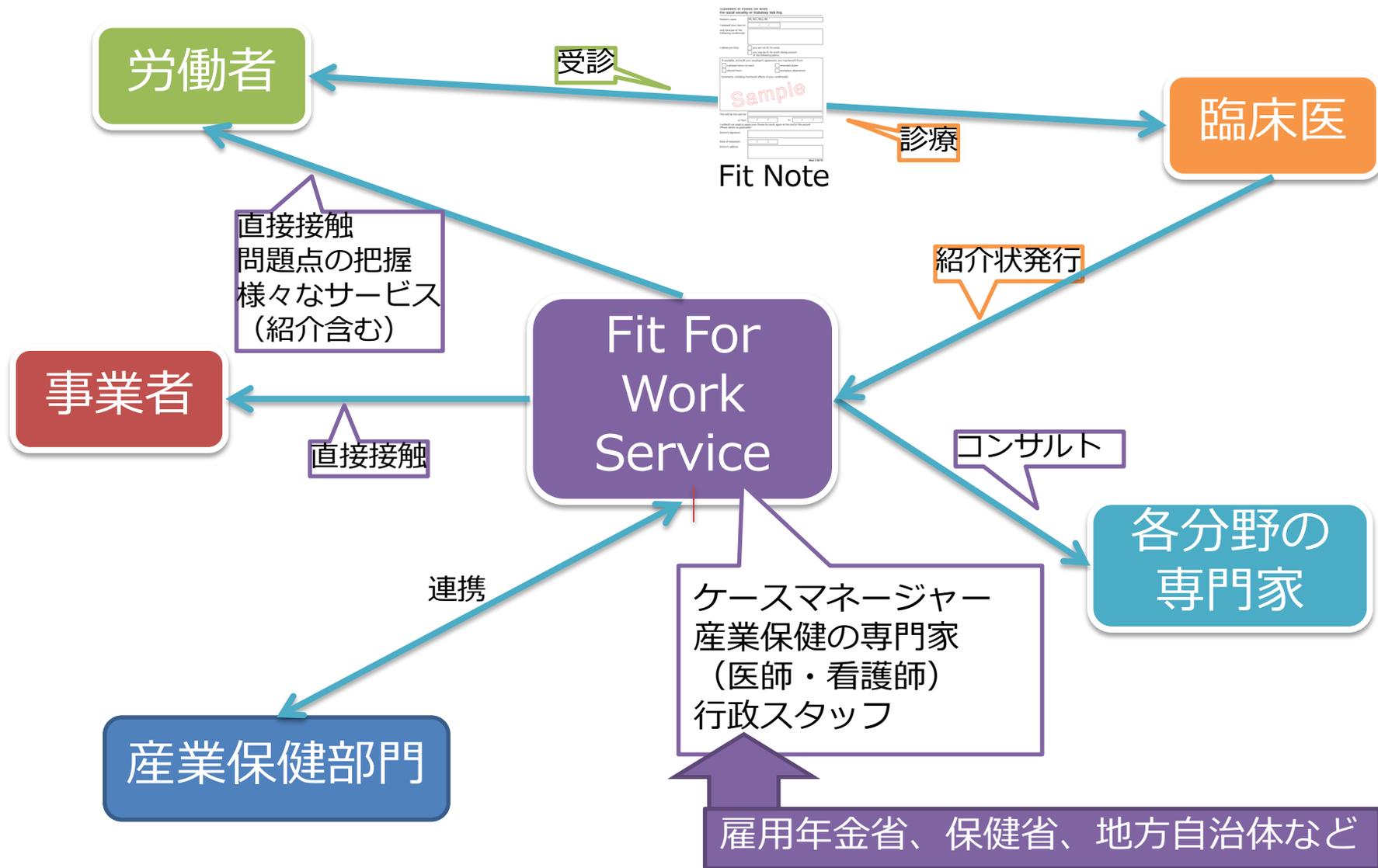


英国における産業保健の現状

- 全ての労働者が利用できる
ような、ケースマネジメント
に基づき、病欠の早期の段階
で多くの専門的なサポートを
提供する、新たなFit For
Work Serviceを開始すべきで
ある。



イギリスのFit for Work Serviceにおけるステークホルダー間の関係



産業保健制度

- イギリス
 - 産業保健の基本となる法律はHealth and Safaty at Work etc. Act
 - 企業に産業医を選任する義務なし
 - 産業医として勤務するための資格要件にも法的定めはない
 - 学際的産業保健チームを内製化している企業の割合は減少傾向
 - 健康診断の項目も具体的な定めなし
 - 「必要な検査を実施すること」

産業保健制度

- イギリス

- 産業医の教育訓練

- 学部での教育は数時間程度
 - 1週間の卒後プログラム（講義・実習・試験）を受講することでDiploma取得可能
 - 歴史的にはGPが産業保健サービスを担ってきた

- フルタイムの産業医になる場合

- The Royal College of PhysiciansのFOMが設ける4年間のトレーニングを受けて資格取得
 - トレーニング協力企業が減少してきていることが課題

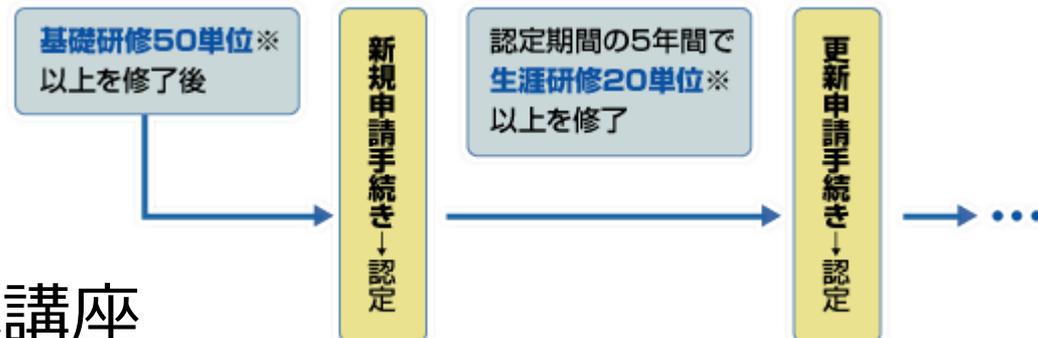
産業保健制度

- 日本
 - 産業保健の基本となる法律は労働安全衛生法
 - 企業に産業医を選任する義務あり
 - 常時50人以上を使用する事業場→嘱託産業医
 - 500人以上の有害業務or1000人以上の一般業務→専属産業医
 - 選任率 75.1% (H17 労働安全衛生基本調査)
 - 50～99人の事業場では63.7%
 - 健康診断の項目も法令に記載あり
 - 労働安全衛生規則第44条など

産業保健制度

- 日本

- 日本医師会認定産業医制度（8万人以上）



出典：東京都医師会 ウェブサイト
<http://www.tokyo.med.or.jp/sangyoi/guide.html>

- 産業医学基本講座

- 約2か月のコース
 - 労働衛生コンサルタントの筆記試験免除
（これまでに約2900人が受講）

- 産業医科大学卒業
（約2900人）

両国のシステムの問題点

- 全ての労働者が産業医による健康管理を受けているわけではない
 - 日本では産業医の配置は労働者数に依存する
 - 1000人以上→専属産業医
 - 50人～999人→多くの場合、嘱託産業医
 - 50人未満→産業医がない場合がほとんど
- 産業医は労働者の持つ傷病の臨床的側面について、十分な知識を持っていない場合もある
- 主治医は必ずしも傷病が就業に及ぼす影響について十分な知識を持っているわけではない
 - イギリス：Fit Noteの導入

Fit Note (from 2010)

- The Statement of Fitness for Work
- =Sick Note, Medical Statements
 - 日本「診断書」
 - 健康問題を抱える労働者が就労に適しているか、配慮が必要かを記載したもの
 - 休業補償(Statutory Sick Pay)の申請にも使用
 - 連続する4日以上 of 休業の際に支給される
 - 医師のみが発行可能、無料
 - これまでの記録や電話、他の医療機関からの情報提供などに基づいて発行することが可能

Fit Note

Statement of Fitness for Work For social security or Statutory Sick Pay

Patient's name

I assessed your case on:

and, because of the following condition(s):

I advise you that: you are not fit for work.
 you may be fit for work taking account of the following advice:

If available, and with your employer's agreement, you may benefit from:

<input type="checkbox"/> a phased return to work	<input type="checkbox"/> amended duties
<input type="checkbox"/> altered hours	<input type="checkbox"/> workplace adaptations

Comments, including functional effects of your condition(s):

Sample

This will be the case for or from to

I will/will not need to assess your fitness for work again at the end of this period.
(Please delete as applicable)

Doctor's signature

Date of statement

Doctor's address

Med 3 04/10

May be fit for work taking for account of the following . . . / not fit for work

以下のような記載が求められる。

【腰痛の場合】

- 長時間座らせなければ
- 良い椅子を与えれば

【RAの場合】

- 症状に合わせた労働負荷を考慮
- 10時～16時勤務

患者の体調が作業能力に与える影響や、治療情報を記載することが求められている。

わが国では、Fit Noteのような定型的なものはなく、主治医の診断書等を基に多くの場合産業医が個別に判断している（総合的ではない）。

Fit Note導入のねらい

- 産業医の絶対数が少ない
 - もともと不人気な分野
 - 産業保健コンサルタントも同様
 - 大企業でも産業医を雇用している企業は少ない
- GPの活用が不可欠
 - 産業保健への参加誘導を意図した制度
 - GPの業務はNHSとの包括的契約で実施されている
 - 講習会も実施
 - The Faculty of Occupational Medicine(英国王立内科医教会産業医部門)が協力

イギリスの今後の方向性

- Independent Assessment
 - 2014年から開始予定
 - 疾病による休業が4週間を越す場合に適応
 - 地域ごとの評価委員会で対象者を評価
 - 「就業不可」「一定の支援が必要」など判定
- ねらいは「健康問題による離職者の早期復職」 & 「健康問題による経済的損失の削減」
 - 現在健康問題によって就業していない30万人のうち20%はすぐに復職可能
 - 年間150億ポンドの経済損失を削減可能

引用：<http://www.health4work.nhs.uk/blog/2011/11/independent-assessment-service-signing-off-on-long-term-sickness/>

Statutory Sick Pay

- 連続する4日以上 of 休業の際に28日まで
- 雇用主から受け取ることができる
- 86.7ポンド/週を下回ることは不可
 - 企業の仕組みとしてそれ以上支払う仕組みがあれば代替可能
- 条件
 - 1週間に109ポンド以上給料を受け取っている
 - 7日以内にFit Noteが雇用主に提出される

Jobseeker's Allowance

- 休職者給付
 - 国民保険料(NICs)の支払い状況によって分類
 - 拠出制(Contribution-Based)
 - 非拠出制(Income-Based)
 - 2週間に1回JobcentrePlus(公共職業安定所) で面談を受ける必要あり

Employment and Support Allowance

- 雇用支援給付
 - 就労不可能となった場合に支給
 - 経済的支援
 - 就業支援
 - 国民保険料(NICs)の支払い状況によって分類
 - 拠出制(Contribution-Based)
 - 非拠出制(Income-Based)
 - 最初の13週までにWork Capabilityを評価

Work Programme

- 2011年6月より開始された就業支援
 - フレキシブル・ニューディールを含むすべての雇用政策を廃止
- 対象者はJSA,ESAなどの受給者
- 事業者にも就労継続へのインセンティブがある

Universal Credit

- 様々な社会保障給付をひとまとめにしたもの
 - Income-based Jobseeker's Allowance
 - Income-related Employment and Support Allowance
 - Income Support
 - Child Tax Credits
 - Working Tax Credits
 - Housing Benefit
- 「より公平な」仕組みの構築を重視